

社会福祉法人つくし会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスや教育サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホーム「萱振苑」の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービスセンター「萱振苑」の経営

(ロ) 老人介護支援センター「萱振苑」の経営

(ハ) 老人短期入所事業「萱振苑」の経営

(ニ) 幼保連携型認定こども園「大東つくし保育園」の経営

(ホ) 老人居宅介護等事業「萱振苑」の経営

(ヘ) 生計困難者に対する支援相談事業の経営

(ト) 一時預かり事業「大東つくし保育園」の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人つくし会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスや教育サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスや教育サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大阪府大東市諸福六丁目3番33号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名又は2名の合計3名又は4名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格等)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）

第 8 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 9 条 評議員に対して、各年度の評議員 1 人あたりの総額が 120,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評議員会

（構成）

第 10 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第 11 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (3) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）
- (4) 定款の変更
- (5) 合併
- (6) 解散（合併又は破産による解散を除く。）
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 公益事業に関する重要な事項
- (10) 理事及び監事の選任又は解任
- (11) 理事及び監事の報酬等の額
- (12) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (13) 社会福祉充実計画の承認
- (14) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（評議員会議長）

第 14 条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

（決議）

第 15 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 17 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の定数）

第17条 この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 6名

（2）監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第 25 条 この法人に職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 会長及び相談役

(会長及び相談役)

第 26 条 この法人に会長 1 名、相談役 1 名又は 2 名を置くことができる。

2 会長および相談役は、歴代法人役員職経験者の中から選出し、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3 会長および相談役は、この法人の業務について理事長の相談に応じ、また理事会から諮問された事項について意見を具申することができる。

4 任期については、役員の任期に準ずる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会議長)

第 30 条 理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選で定める。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 33 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の 3 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 大阪府八尾市萱振町 5 丁目 10 番 1

1,308.54 m² 同 10 番 4 1.33 m² 同 4 番 912.39 m² 同 4 番 2 11.79 m² 所在の特別養護老人ホーム萱振苑、老人デイサービスセンター萱振苑、老人短期入所施設萱振苑及び老人介護支援センター萱振苑の敷地

(計) 2,234.05 m²

(2) 大阪府大東市諸福 6 丁目 346 番 81,016.50 m² 同 346 番 9 166.11 m² 所在の大東つくし保育園の敷地

(計) 1182.61 m²

(3) 大阪府八尾市萱振町 5 丁目 5 番 8 372.23 m² 同 5 番 6 79.34 m² 所在の萱振苑東事務所の敷地

(計) 451.57 m²

(4)大阪府八尾市萱振町5丁目10番地1,4番地、4番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 特別養護老人ホーム萱振苑、老人デイサービスセンター萱振苑、及び老人介護支援センター萱振苑の建物1棟
1階1119.36㎡ 2階995.19㎡ 3階995.19㎡ 4階599.76㎡ (計)3709.50㎡

(5)大阪府大東市諸福6丁目346番地1、346番地9、346番地8所在の鉄骨造屋根・亜鉛メッキ鋼板ぶき3階建 大東つくし保育園園舎1棟 1階476.90㎡ 2階480.89㎡ 3階105.94㎡ (計)1063.73㎡

(6)大阪府八尾市萱振町5丁目5番8所在の木造スレートぶき2階建 萱振苑東事務所の建物
1階167.69㎡ 2階167.69㎡

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は第41条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、大阪府知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪府知事の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 39 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 40 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第 8 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 41 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業「萱振苑」

(2) 介護予防支援事業「八尾市地域包括支援センター萱振苑」

(3) 八尾市地域包括支援センター萱振苑の受託経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第 9 章 解散及び合併

(解散)

第 42 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第 44 条 合併しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、大阪府知事の認可を受けなければならない。

第 10 章 定款の変更

(定款の変更)

第 45 条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、大阪府知事の認可（社会福祉法第 45 条の 3 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪府知事に届け出なければならない。

第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、社会福祉法人つくし会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 47 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則 1

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	川畑	憲明
理 事	西岡	作兵衛
〃	田中	義一
〃	川畑	治
〃	川畑	吉子
〃	大西	美瑛尾
〃	西岡	宗男
監 事	大森	英夫
〃	本多	淳信

附則 2

平成 13 年 10 月 26 日付けの定款変更の認可申請に伴い設置された評議員会の評議員 15 名の任期は、旧定款第 17 条の規定にかかわらず、平成 14 年 1 月 26 日までとする。

附 則 3

この定款は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

定款 28 条に定める「定款施行細則」

(理事長の日常業務)

第1条 定款第 28 条に定める理事長の日常の業務は次の業務とする。

- ①「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
 - ②職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
 - ③債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
 - ④設備資金の借入れに係る契約であって予算の範囲内のもの
 - ⑤建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。
 - ア日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入。
 - イ施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ緊急を要する物品の修理等
 - ⑥基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
 - ⑦損傷その他の理由により不要となった物品または修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。
 - ⑧予算上の予備費の支出
 - ⑨入所者・利用者の日常の処遇に関すること
 - ⑩入所者の預かり金の日常の管理に関すること
 - ⑪寄付金の受け入れに関する決定。
- ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、これらの中には諸規定において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

(理事長の専決事項の範囲)

第2条 この細則第 1 条 1 号、5 号、6 号、7 号に定める理事長の専決事項の範囲を以下の通り定める。

(1) 細則第 1 条 1 号に定める理事長が専決できる人事の範囲は、次の通りとする。

- ①施設長以外の管理職
- ②主幹及び主任・リーダー等の中間管理職員
- ③常勤および非常勤(嘱託パート等)の一般職員

(2) 細則第 1 条 5 号に定める理事長が専決できる契約の金額及び範囲は、次のとおりとする。

- ①工事又は製造の請負 250 万円以下
- ②食料品・物品等の買入れ 160 万円以下
- ③前各号に掲げるもの以外 100 万円以下

(3) 細則第 1 条 6 号に定める基本財産以外の固定資産の取得及び改良のための支出並びにこれらの処分の範囲は、250 万円以下とする。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(4) 細則第 1 条 7 号に定める理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲は、250 万円以下とする。

(改廃)

第3条 この細則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。